

令和8年度

# 教育行政執行方針

湧別町教育委員会

令和8年第1回湧別町議会定例会の開会にあたり、教育委員会の所管行政に関する主要な方針を申し上げます。

変化が激しく予測困難な時代の中、全ての子どもたちが幸せで豊かな人生を送り、社会の担い手として成長していくためには、自分自身や多様な他者を価値ある存在として認める心や、変化を柔軟に受け入れながら判断し行動する力を身に付ける必要があります。そのためには、子ども一人ひとりのよさや可能性を引き出すとともに、互いを尊重しながら他者と学び合う、誰一人取り残さない教育を進めることが大切であります。

また、子どもから高齢者まで、全ての町民が喜びを感じながら、生涯にわたって学び続けられる機会を提供するための環境を整備していくことが重要であります。

教育委員会といたしましては、学校教育の柱を「知」・「情」・「意」・「体」・「郷土」と定めて、子どもたちに、確かな学力、豊かな人間性、自らを律する心、健康と体力、郷土を愛し守る心をバランスよく育ててまいります。

社会教育にあつては、基本理念を「人、自然、ふるさとから学び、地域と共に生きる」と定め、町民一人ひとりが生涯を通じて学び続け、その成果を生かし、充実した生活を送ることができる生涯学習社会の実現に努めてまいります。

このような考えのもと、湧別町の教育目標を

- 1 社会に参画できる実践的な能力をはぐくむ
- 2 自他を尊重し、ともに支える豊かな心をはぐくむ
- 3 自らを律し、自ら行動する積極的な心をはぐくむ
- 4 健やかな体と生命を尊ぶ心をはぐくむ
- 5 自然・環境を守り、伝統と文化を尊重し、郷土を愛する態度をはぐくむ

5つの教育目標を制定し、令和8年度に取り組む重点施策について申し上げます。

第一は、「小中一貫教育の推進について」であります。

本町全ての学校が義務教育学校となり、9年間の学びと育ちを連続させ、一貫した教育を進める基盤が整ったところであります。義務教育学校のよさを全ての教職員が認識し、共通の目標を持ち連携・協働することで、子どもたちの学びの連続性を高め、「生きる力」育成の充実を図ってまいります。

9年間を同じ仲間でも過ごす義務教育学校においては、子ども同士が多様性を理解し合い、互いに安心して学び合うことのできる、良好な関係性が重要であります。教育活動の大半を占める授業において、全ての子どもが安心して学ぶことのできる環境をつくとともに、「授業づくりを核とした学校づくり」を推進してまいります。

また、3つの義務教育学校がそれぞれの特色を生かした学校づくりを進め、互いの良さを学び合うことで小中一貫教育のさらなる深化を図ってまいります。

幼児期から学齢期にかけての学びを接続することも重要であります。こども園や保育所と義務教育学校との連携や交流をさらに進めてまいります。

第二は、「学力向上の取り組みについて」であります。

本町の全国学力・学習状況調査での平均正答率は、昨年度前期課程で全国平均を超え、後期課程では全国平均に比べ若干低い状況にあるものの、各学校がこれまで取り組んできた授業改善の取り組みが一定の成果を見せております。

児童生徒が学びの目的やよさを実感し、生涯にわたって主体的に学び続けるための確かな学力を育むため、本年度も「学び合いのある学び」を基本とし、協働的な学びを充実してまいります。また、児童生徒の良好な人間関係を基盤とした、安心して学び合うことのできる授業づくりを支援してまいります。

これまでの授業研究の蓄積を礎に、3校が互いに交流し、切磋琢磨し合う研修体制の充実に取り組んでまいります。

第三は、「ICT教育について」であります。

児童生徒は日常においてタブレット端末を使いこなしており、日々の学習においてもICTは必要不可欠なものとなっております。学習の充実と教育の質を向上させるため、本年度は令和2

年度に整備した一人一台端末の更新を行うとともに、デジタル教科書の活用をより一層進め、子どもたちにとって最適な学習環境が整うよう努めてまいります。

また、児童生徒の情報活用能力をより一層育成するため、教員向け I C T 研修の充実を図ってまいります。

第四は、「安全・安心な学校づくりについて」であります。

全ての義務教育学校の普通教室などにはエアコンを設置し、暑さ対策を行っておりますが、本年度より体育館に空調設備を計画的に設置し、体育の授業や部活動が安心して実施できるよう教育環境整備を図ってまいります。なお、関連予算については、実施設計が3月末に完了いたしますので、額が確定次第速やかに補正予算を計上させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、児童生徒が安全に登下校できるよう学校と連携し、日々の通学路点検や「湧別町通学路交通安全プログラム」に基づく危険個所の早期発見に努めてまいります。自転車通学者にはヘルメット着用を義務付け、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

す。

第五は、「豊かな心と健やかな体の育成について」であります。

豊かな心と体を育むため、道徳授業の充実、自分自身のよさや多様な他者を認める心の醸成、コミュニケーション能力の向上に取り組むとともに、運動や規則正しい生活の習慣化など、子どもたちが健やかに成長できるよう、指導の充実に努めてまいります。

いじめや不登校については、予防教育の推進と早期発見、家庭や関係機関と連携した迅速な対応を強化し、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、組織の強化に努めてまいります。

また、教育相談や情報提供を充実させ、児童生徒個々の状況に応じた多様な学びの場を保障する対策にも取り組んでまいります。

第六は、「特別支援教育について」であります。

特別支援教育では、通常の学級における特別な支援を要する児童生徒や、特別支援学級の児童生徒へのきめ細やかな指導を継続し、安全・安心な学習環境の確保に努めます。

また、学校や関係機関との連携を密にし、保護者の支援や教育相談体制の充実を図ってまいります。

本年度も通級指導教室を上湧別学園とゆうべつ学園の2校で開設し、芭露学園についてはゆうべつ学園の教員が巡回指導してまいります。

**第七は、「中高一貫教育について」であります。**

令和7年度より町内全ての学校が義務教育学校となりましたが、後期課程と湧別高校との一貫教育を継続し、生徒同士の交流や、異年齢による活動など、6年間を通した効果的な一貫教育の推進に努めてまいりました。本年度は町内から湧別高校への入学者数がほぼ7割となっており、志望率が大幅に上昇いたしました。

今後は、生徒や教職員がより効果的に学び、活動できるための中高一貫教育体制の在り方などを検討してまいります。

第八は、「北海道湧別高等学校への支援について」であります。

本年度も「北海道湧別高等学校存続対策事業」として、引き続き各種助成事業による支援を行ってまいります。課題解決や探究的な能力を育成することは重要なことでもあります。

湧別高校で取り組んでおります学力向上推進事業の一つである「湧別チャレンジ」への支援も継続し、生徒がそれぞれの進路実現に向けて学習し、資格取得を叶えていく教育活動を支援してまいります。また、本年度は新たに全国募集事業「地域みらい留学」で遠方から入学する生徒に対し、入学時支度金の支援を行ってまいります。

第九は、「国際理解教育の推進について」であります。

外国語教育については、日々の学校生活において児童生徒が外国語指導助手と接する機会を増やし、生きた英語や異文化を学ぶとともに、英語検定受検を推奨・支援し、英語力の向上及び国際理解教育の充実を図ってまいります。

また、友好都市であるカナダ・ホワイトコート町及びニュージーランド・セルウィン町との交換留学事業を継続して行い、相互交流事業については、本年度はカナダ・ホワイトコート町への派遣を実施し、交流を継続してまいります。

第十は、「学校給食センターの運営について」であります。

学校給食については、施設内の衛生管理を徹底し、地場産や北海道産の食材を優先的に使用した栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食育については、食の大切さや食に関する正しい知識と食習慣を身に付けるための栄養教諭による指導を行ってまいります。

給食費については、全国的に小学校段階での無償化が国の負担により実施される見込みでありますので、子育て世帯の経済的負担の軽減を進めるため、対象となる義務教育学校前期課程に合わせて後期課程を含めた給食費の無償化を実施してまいります。

施設整備については、空調設備改修工事を実施し、安定した給

食の提供に努めてまいります。

第十一は、「社会教育の振興について」であります。

「第3次湧別町社会教育中期計画」で定めた基本理念「人、自然、ふるさとから学び、地域と共に生きる」の実現に向けて、全ての町民が心身ともに健やかで充実した生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた多様な学びの場の提供と環境整備に取り組んでまいります。

家庭教育については、教育の原点は家庭教育であり、子どもの健やかな成長には家庭内の教育力向上が不可欠であります。

このため、本年4月に設置予定の「こども家庭センター」と連携を密にし、家庭教育や子育てに関する情報提供、生涯学習情報誌「湧く湧く」への子育て相談窓口の掲載など、支援体制の充実に努めてまいります。

また、親子の絆を深められるよう親子参加型の「家庭教育研修会」の開催など、家庭教育に関する学習機会の充実に努めてまいります。

青少年教育については、青少年の健全育成は地域全体で子どもを育てるという観点に立った取り組みが大切であります。

少年期については、「湧うゆう湧くわく体験塾」を中核として、「児童宿泊研修会」や「子ども会リーダー研修会」などの体験活動を通して子どもたちの学習意欲を高め、郷土への愛着を育む活動を進めてまいります。

青少年指導センターや各子ども会育成会と連携しながら、子どもたちの交流機会の確保に努めてまいります。

人材育成については、「子ども会リーダー研修会」や「新篠津村との友好都市交流事業」を通して、中高生リーダーの養成と活用にも努めてまいります。

青年期については、「湧別町青年団体協議会」による各種イベントへの参加協力など地域に根ざした活動を展開しております。青年自身が地域社会の一員としての自覚を持ち、地域づくりやまちづくりに積極的に参加することは大切であることから、今後も活動の支援に努めてまいります。

「20歳の集い」については、20歳を迎える代表者を中心に式典後に開催される交流会の企画・運営を行っておりますので、今後も出席者同士の交流が一層深められるよう支援してまいります。

ます。

成人教育については、生涯学習への意欲や関心が高まる中、多様なニーズに応じた学習機会や情報を提供し、生きがいや自立性を高める取り組みを推進する必要があります。

町民有志による実行委員会が開催している「町民大学」については、今年で50回目を迎え記念講座の開催が予定されておりますことから、その活動の輪がさらに広まるよう、支援してまいります。

多様化する町民の学習機会の充実に向けて、令和6年に締結した小樽商科大学や昨年締結した北見工業大学との包括連携協定に基づき、新たな生涯学習講座の開催にも努めてまいります。

また、町民自ら企画実施する学習活動についても、支援してまいります。

高齢者教育については、高齢者が参加できる多様な学習機会の拡充や、その学習成果を生かすことができる環境をつくることが重要であります。

このため、「チューリップ生きがい大学」での学習会や発表会

などを通じて高齢者の学習意欲や活動意欲の向上に努めるほか、活動意欲の高いアクティブシニアの多様なニーズに対応するため「シニア短期大学事業」など、多様な学習機会の提供に努めてまいります。

**社会教育・社会体育施設**については、生涯学習活動の拠点として必要不可欠なものでありますので、本年度におきましても指定管理者と連携を図り、誰もが安全で快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

施設整備については、年次計画に基づき文化センターTOMの外壁改修のほか、文化センターさざ波の舞台吊物装置の改修など老朽化した施設の改修を計画的に進めてまいります。

**第十二は、「スポーツの振興について」**であります。

スポーツは、豊かな人格の形成や健康で充実した生活を営むうえで、極めて重要な役割を果たしております。

このため、運動指導職員による運動・トレーニング教室に加えて、新たに運動機会の少ない方やスポーツが苦手な方などを対

象にヨガ教室や水中アクアビクス教室、さらにモルックなどの  
ニュースポーツを通じて、誰もが気軽に運動に親しむ機会を増  
やすことで、町民の体力づくり、健康づくりの増進に努めてまい  
ります。

団体の育成については、体育協会やスポーツ少年団の活動へ  
の支援を行い、地域に根ざしたスポーツ活動の推進ならびに指  
導者の育成・確保に努めてまいります。

2年目を迎える「アクティブチャレンジ」については、関係団  
体と連携しながら、多くの町民に参加していただけるよう本年  
度も実施してまいります。

地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、今年も「サロマ  
湖100kmウルトラマラソン」や「上野カップ少年柔道大会」を開  
催するとともに、町内でスポーツ合宿を行う団体に対して支援  
するなど、スポーツの普及と振興に努めてまいります。

また、令和5年に包括連携協定を締結したレバンガ北海道の  
アカデミーコーチによるスポーツ少年団や義務教育学校及び高  
校のバスケットボール部を対象とした定期巡回指導についても  
継続してまいります。

第十三は、「芸術文化の振興について」であります。

町民の誰もが心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に触れる機会の充実や活動の活性化を推進する必要があります。

優れた芸術文化に触れる機会を提供するため、文化連盟をはじめとする各種団体やサークル活動、「良いもの見よう聞こう会」などの町民有志団体による芸術鑑賞会の提供を支援しながら、町民の芸術文化の奨励と普及に努めてまいります。

また、本年度も幼児・児童・生徒を対象にした芸術鑑賞事業やカルチャー教室を開催するなど、子どもたちの豊かな人間性を育む取り組みも進めてまいります。

第十四は、「部活動の地域展開について」であります。

令和6年12月に開催されたスポーツ庁の有識者会議において、「地域移行」から「地域展開」に名称変更され、休日の部活動の地域展開を原則令和13年度までにめざすことが確認されました。そのため、本町においては令和5年10月に町民で組織

する「湧別町部活動地域移行検討委員会」を設置し、学校における部活動の地域展開に向けて検討してきたところであります。

部活動の段階的な地域展開を進めるため、関係団体や地域人材との連携のもと、令和8年度から指導体制が整った部活動から順次、教員の部活動指導を補完する部活動指導員を配置することで、休日における子どもたちの部活動の機会の確保と教員の働き方改革を推進し、地域スポーツの振興を図ってまいります。

第十五は、「博物館及び文化財保護活動について」であります。

博物館活動の根幹は、地域固有の財産である資料や遺跡を確実に「守り・残す」であります。ふるさと館JRY・郷土館については、この資料保存を第一と捉え、適正な管理・環境の維持に努めてまいります。収蔵資料の整理・保存と収蔵機能の充実に向けた具体的な検討を進めてまいります。

また、蓄積された資料や遺跡を活用し、学校教育との連携による博物館学習を継続することで、子どもたちが歴史文化に触れる機会を提供してまいります。

文化財保護については、平成30年度より実施してきた北海道指定史跡「シブノツナイ竪穴住居跡」の調査が完了いたしました。今後は、調査検討委員会や文化庁、北海道教育委員会の指導・助言を踏まえ、その保存・活用について努めてまいります。

第十六は、「図書館活動の振興について」であります。

図書館は、先人の知恵である図書や記録、最新の情報を収集・整理・保存し、町民が求める情報を的確に提供することであり、町民の「知る権利」を保障する役割を担っております。

そのために幅広い年齢層の多様なニーズに応えるため、図書館資料の計画的な収集と充実に努めてまいります。

またGIGAスクール構想によりICT活用が進む中、思考力や感性を育む基盤としての「読書」が再認識されております。図書館では就学前の子どもにはブックスタート事業、就学後は学校図書支援、移動図書館車の運行さらには、ボランティアと協働した読み聞かせ会などを実施し、子どもたちが豊かな図書の世界にふれる機会を提供し、その学びとすこやかな成長を支援してまいります。

以上、令和8年度の教育委員会の所管行政に関する執行方針を申し上げました。

教育委員会では、町民が生涯学びつづける環境づくりのため、職員一丸となり教育振興に取り組みますので、町民の皆さま、議員及び教育関係者のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。